

水質汚濁の防止及び水質管理に関する政令(2001 年政令第 82 号)

(2001 年 12 月 14 日付)

Management of Water Quality and Control over Water Pollution

インドネシア共和国大統領は、

以下の事項を考慮し、水質汚濁の防止及び水質管理に関する政令に明記することを求められる。

- a. 水は、発展の基本的な資源及び主要な要素となるため、公共福祉を高めると同時に、人間の生活及び活動にとって極めて重要な役割を持つ天然資源である。
- b. 水は、人々及びその他生物の生活を持続するために重要な、環境の要素である。
- c. 水の役割を保全するために、生態系の均衡に加えて、現在及び次世代の利益に気づくことにより、賢明な水質汚濁の防止及び水質管理が必要である。
- d. 環境管理に関する 1997 年法律第 23 号の第 14 条(2)項における規定を実施する目的に加え、a, b, c で述べた事項を考慮し、基本とする。

以下の法令に留意する。

1. 1945 年の第 3 次憲法改正によってすでに改正された憲法 1945 年第 5 条(2)項
2. 水資源管理に関する法律 1974 年第 11 号 (1974 年官報第 65 号、官報追補第 3046 号)
3. 環境管理に関する法律 1997 年第 23 号(1997 年官報第 68 号、官報追補第 3699 号)
4. 地方行政に関する法律 1999 年第 22 号(1999 年官報第 60 号、官報追補第 3839 号)

水質汚濁の防止及び水質管理に関する政令として以下の通り決定する。

第I章 総則

第1条

本政令で述べる用語の定義は、次の通りである。

1. 水は、海水及び化石水を除く、地表の上及び下に含まれた全ての種類の水を言う。
2. 水資源とは、帯水層、湧き水、河川、湖沼、用地、堤防、河口を含んだ地表の上及び下にある貯水池である。
3. 水質管理とは、水質が自然の状態を維持することを保証するにあたり、水質の使用に従って、見込まれる水質を達成するための水保全計画を言う。
4. 水質汚濁の防止とは、水質基準に適合するように、水質の再生のみならず、水質汚染を防止し抑制する取組みを言う。
5. 水質とは、施行された法律に基づいて、いくつかのパラメーター及び方法により計測及び/又は分析された水質の状態を言う。
6. 水の類型とは、一定の分布のなかで、利用可能性に関する水質のレベルである。
7. 水質の基準とは、すべての水の種類における水質の指標である。
8. 水の最適化計画とは、潜在的な水の活用又は利用、質、量及び/又は生態系機能という観点からの供給を基本とした水保全を含む計画である。
9. 水質基準とは、水に存在する又は存在しなければならない生き物、物体、エネルギー又は要素及び/又は汚染物質の限界水準又は含有量を言う。
10. 水質の状態とは、規定された水質基準と比較することにより、特定期間に、水源における汚染又は適した状態を示す水質の度合いを言う。
11. 水質汚染とは、生き物、物体、エネルギー及び/又はその他要素が、人間の活動によって水にもたらされる又は供給される状態で、水の配分に従って、水の（自然浄化）機能を妨げる度合いまで水質が劣化する状態を言う。

12. 汚染物質含有量とは、水又は排水に含まれる汚染物質の量を言う。
13. 汚染物質含有量の蓄積能力とは、水が汚染されることなく、汚染物質を受け入れる水源水の潜在能力のことを言う。
14. 排水とは、ビジネス又は活動の生産によってもたらされる残された液体を言う。
15. 排水の水質基準とは、ビジネス及び/又は活動から、水源へ排出又は放流された排水における、汚染物質の限界水準又は含有量を言う。
16. 政府とは、大統領、諸大臣、省庁以外の政府機関の議長/長を言う。
17. 団体とは、個人、及び/又は人々の集団、及び/又は法定団体のことを言う。
18. 大臣とは、環境管理及び環境への影響を抑制する責任を有する大臣を言う。

第2条

- (1) 水質管理及び水質汚濁の防止は生態系的取組みにより統合的な手法で行われる。
- (2) (1)項で述べた統合的な手法というのは、計画、実施、管理及び評価段階に適用される。

第3条

第2条で述べた水質管理及び水質汚濁の防止というのは、法規を基に第3機関によって実現される。

第4条

- (1) 水質管理は、自然の状態を維持するために、水質の配分に従って、見込まれる水質を保証するために行われる。
- (2) 水質汚濁の防止は、水質汚染の防止及び抑制のみならず、水質の再生のための取組みを通じて、水質基準に従って、水質を保証するために行われる。
- (3) (1)項で述べた水質管理の成果は以下に適用される。

- a. 保護森林を含む水源
- b. 保護森林を含む湧き水
- c. 深層の帯水層

(4) (1)項で述べた水質汚濁の防止は、(3)項で述べた以外の水源地で行われる。

(5) (3)項の c で述べた水質保全に関する規定は、法律に明記されている。

第 II 章 水質管理

第一部 権限

第 5 条

- (1) 政府は、州間及び/又は国間の水質管理の責任を負う。
- (2) 州の自治体は、県/市間の水質管理を調整する責任を負う。
- (3) 県/市の自治体は、県/市における水質管理の責任を負う。

第 6 条

第 5 条(1)項に述べた水質管理について、政府は、州又は県/市の自治体に任命することができる。

第二部 水使用における効率性の強化

第 7 条

- (1) 政府、州及び県/市の自治体は、水利用における効率性を強化するための計画を策定する。
- (2) 水利用における効率性の強化を計画するにあたり、経済及び経済機能、及び宗教的価値並びに、地域のコミュニティにおける伝統的な生活を考慮しなければならない。

- (3) (1)項で述べた水使用における効率性を強化するための計画は、潜在的な水の活用又は利用、量及び質の両方の観点からの供給を基本とする水保全、及び/又は生態系機能を含む。

第三部 水質の分類及び基準

第8条

- (1) 水質の分類は以下の4レベルを定める。
- a. レベル1：飲料水の基準に達している水、及び/又は同等の利用水質を要求するその他基準に達した水
 - b. レベル2：水のレクリエーションインフラ/施設、熱帯魚の養殖場、畜産、植物の水やり、及び/又は同等の利用水質を要求するその他基準に達した水
 - c. レベル3：熱帯魚の繁殖、植物の水やり及び同等の利用水質を要求するその他基準に達した水
 - d. レベル4：植物の水やり、及び/又は同等の利用水質を求めるその他基準に達した水
- (2) (1)項に述べた各類型の水質基準は本政令の別表に含まれている。

第9条

- (1) 第8条で述べた水質レベルには、
- a. 2つ又はそれ以上の州にまたがる、及び/又は国境に属する水源は、大統領の命令により定められる。
 - b. 2つ又はそれ以上の県/市にまたがる水源は、州の規制によって定められる。
 - c. 県/市の区域に属する水源は、県/市の規制によって定められる。
- (2) (1)項で述べた水質レベルの規定は、施行された法律に従って、それぞれの

権限の範囲に基づいて、政府、州及び/又は県/市の自治体による調査結果に基づいて提出される。

- (3) 政府は(1)項の a に述べた調査を行うことを州の自治体に任命できる。
- (4) (2)項で述べた水質レベルを定めるための調査における指針は大臣によって定められる。

第四部 水質基準、水質のモニタリング及び水質の状態

第 10 条

水質基準は、第 8 条及び第 9 条で述べた水質レベル及び基準における調査結果を基に定められる。

第 11 条

- (1) 政府は、州間及び/又は国間の水に対して、政府の権限下で管理される水源と同様に、より厳しい水質基準の規定及び/又はパラメーターの追加が可能である。
- (2) (1)項で述べた水質基準は、関係施設からの助言及びデータを考慮することにより、大臣の命令によって定められる。

第 12 条

- (1) 州の自治体は以下を定めることができる。
 - a. 第 9 条(1)項で述べた規定されるレベルの水質基準より厳しい水質基準及び/又は
 - b. 第 8 条(2)項で述べた現行の水質基準に追加するパラメーター
- (2) (1)項で述べた水質基準は州の規制によって定められる。
- (3) 水質基準の規定における指針及び(1)項で述べた水質基準の追加パラメーターは、大臣の命令により定められる。

第13条

- (1) 水質のモニタリングは以下のとおり。
 - a. 県/市の区域に属する水源は県/市の自治体によって行われる。
 - b. 一つの州での2つ又はそれ以上の県/市にまたがる水源は、州の自治体によって調整され、それぞれの県/市の自治体によって実施される。
 - c. 二つ又はそれ以上の州にまたがる水源又は国境に属する水源は、政府によって行われる。
- (2) 政府は、(1) 項の c で述べた水源における水質をモニタリングすることを、州の自治体に任命できる。
- (3) (1) 項で述べた水質は、最低6ヶ月に1回モニタリングを行う。
- (4) (1) 項の a 及び b で述べたモニタリング結果は、大臣に送付される。
- (5) 水質のモニタリングにおける手法及び手順は、大臣の命令により、追加的に定められる。

第14条

- (1) 水質に関しては以下を明確にすることを規定する。
 - a. 水質基準に適合しない水質の場合、汚染状態
 - b. 水質基準に適合する水質の場合、その（適切な）状態
- (2) (1) 項で述べた汚染及び適切な状態における規定及び水質状況の規定における指針は、大臣の命令によって、追加的に定められる。

第15条

- (1) 水質が汚染状態を示している場合には、政府、州及び県/市の自治体は、それぞれの権限の範囲に従って、水質目標を規定することによって、汚染の防止及び水質の再生に努める。

- (2) 水質が適切な状態を示している場合には、政府、州及び県/市の自治体は、それぞれの権限の範囲に従って、水質の保全及び/又は強化に努める。

第 16 条

- (1) 州知事は、水質汚濁の防止の枠組みの中で、水及び排水の水質分析を行う認可をすでに受けている環境分析機関を指定する。
- (2) 州知事が(1)項で述べた環境分析機関を指定していない場合には、大臣が指定した機関で、水及び排水の水質を分析する。

第 17 条

- (1) 二つ又はそれ以上の分析機関により、水及び排水の水質の分析結果が異なる場合には、その分析は科学的に検証される。
- (2) (1)項で述べた科学的検証は、国家の基準検査施設を利用し、大臣によって行われる。

第 III 章 水質汚濁の防止

第一部 権限

第 18 条

- (1) 政府は州間及び/又は国間の水源における水質汚濁を防止する。
- (2) 州政府は、県/市間の水源における水質汚濁を防止する。
- (3) 県/市の自治体は、県/市に属する水質汚濁を防止する。

第 19 条

第 18 条(1)項で述べた水質汚濁の防止を実行するにあたり、政府は州及び/又は県/市の自治体に任命することができる。

第 20 条

水源の水質汚濁の防止における枠組みの中で、政府、州政府及び県/市の自治体は、それぞれの権限に従って内で、以下の権限を与えられる。

- a. 汚染物質含有量の蓄積能力を定めること
- b. 汚染源の一覧表作成及び同定を行うこと。
- c. 土地へ適用するために、排水に対する必要条件を定めること。
- d. 水及び水源への排水の排出に対する必要条件を定めること。
- e. 水源の水質をモニタリングすること。
- f. 水質変化に起因するその他要素をモニタリングすること。

第 21 条

- (1) 排水の国家水質基準は、関係機関からの助言及びデータを考慮することにより、大臣の命令により定められる。
- (2) 排水の地域的な水質基準は、(1)項で述べた国家水質基準と同等又はより厳しい基準の規定で、州の規制によって定められる。
- (3) 第 20 条の b で述べた政府、州政府及び県/市の自治体による汚染源の一覧表作成及び同定の結果は、最低でも毎年、定期的に大臣に送付される。
- (4) 一覧表の指針は、大臣の命令により定められる。

第 22 条

第 21 条(3)項で述べた一覧表結果に基づいて、大臣は水質汚濁を防止するための国家政策を定める。

第 23 条

- (1) 水質汚濁の防止の枠組みの中で、水源の汚染物質含有量の蓄積能力は定め

られる。

- (2) (1)項で述べた汚染物質含有量の蓄積能力は、最低でも 5 年に一回、定期的に定められる。
- (3) (1)項で述べた汚染物質含有量の蓄積能力は以下のために利用される。
 - a. 供与する土地の許可
 - b. 水及び水資源の管理
 - c. 配置計画の規定
 - d. 排水の排出認可
 - e. 水質汚濁の防止のための水質目標及び行動計画の規定
- (4) (2)項で述べた汚染物質含有量の蓄積能力の規定に関する指針は、大臣の命令によって定められる。

第二部 排水の排出に対する課税

第 24 条

- (1) 県/市の自治体によって提供された排水処理インフラ及び/又は施設に排水を排出するすべての人は、課税の対象となる。
- (2) (1)項で述べた課税は、県/市の地域的な規制によって定められる。

第三部 緊急措置

第 25 条

すべてのビジネス及び/又は活動は、緊急及び/又は予想外の状況において、水質汚染を抑制するための計画を作成しなければならない。

第 26 条

第 25 条で述べた緊急時の場合に、ビジネス及び/又は活動の責任者は、抑制及び再生しなければならない。

第 IV 章 報告

第 27 条

- (1) 水質汚染と思う又は確信しているすべての人は、権限当局に報告しなければならない。
- (2) (1)項で述べた報告を受けた権限当局は以下を記録することを義務付けられる。
 - a. 報告日
 - b. 時間と場所
 - c. 出来事
 - d. 原因
 - e. 予測される影響
- (3) (1)項で述べた報告を受けた権限当局は、報告を受けた日から 3 日以内にその報告書を県知事/市長/大臣へ送付しなければならない。
- (4) (3)項で述べた県知事/市長/大臣は、水質管理及び/又は水質汚染の違反の真相

を確認するために、迅速に検証しなければならない。

- (5) (4)項で述べた違反が生じたことを示す検証結果によって、県知事/市長/大臣は、違反から生じる汚染及び影響を抑制することを、ビジネス及び/又は活動の責任者に命じなければならない。

第 28 条

ビジネス及び/又は活動の責任者が第 26 条及び第 27 条(5)項で述べた行為を行わない場合には、県知事/市長/大臣は、ビジネス及び/又は活動の責任者の負担で、実施する又はその行為を引き受ける第 3 機関へ任命することができる。

第 29 条

ビジネス及び/又は活動のすべての責任者、又は水質汚染の抑制及び水質を満たすために任命された第 3 機関は、県知事/市長/大臣への報告書を送付しなければならない。

第 V 章 権利及び義務

第一部 権利

第 30 条

- (1) すべての人々は、上質の水に対して平等の権利をもつ。
- (2) すべての人々は、水質状態及び水質管理に関する情報を得るのと同様、水質汚濁を防止する平等の権利がある。
- (3) すべての人々は、施行された法律に従って水質管理及び水質汚濁の防止の枠組みに関与する権利がある。

第2部 義務

第31条

すべての人々は以下を義務付けられている。

- a. 第4条(3)項で述べた水源における水質の保全を行う。
- b. 第4条(4)項で述べた水源における水質汚濁を防止する。

第32条

ビジネス及び/又は活動を行うすべての人々は、水質管理及び水質汚濁の防止をするための責任の具現化について、真実かつ正確な情報を提供しなければならない。

第33条

政府、州政府及び県/市の自治体は、コミュニティにおける水質管理及び水質汚濁の防止に関する情報を提供しなければならない。

第34条

- (1) ビジネス及び/又は活動のすべての責任者は、排水を土壌へ活用するための許可を得るために、必要条件の取り決めに関する報告書を送付しなければならない。
- (2) ビジネス及び/又は活動のすべての責任者は、排水を水又は水源に排出するための許可を得るために、必要条件の取り決めに関する報告書を送付しなければならない。
- (3) (1)項と(2)項で述べた報告書は、大臣用の写しと一緒に、県知事/市長に対して最低でも3ヶ月ごとに送付されなければならない。
- (4) (3)項で述べた報告書の指針に関する規定は、大臣の命令により追加的に定められる。

第 VI 章 排水の利用及び排出に関する必要条件

第一部 排水の利用

第 35 条

- (1) 土壌への適用を目的とする、土壌への排水利用を計画しているすべてのビジネス及び/又は活動は、県知事/市長から書面で許可を得なければならない。
- (2) (1)項で述べた許可の申請は、環境影響評価の結果又は環境管理計画及び環境モニタリング計画に基づく。
- (3) 許可を取得するための必要条件及び手順の規定は、大臣によって規定された指針を遵守することにより、県知事/市長より定められる。

第 36 条

- (1) 起業者は、土壌への適用を目的とする、土壌への排水利用を調査する。
- (2) (1)項で述べた調査結果は最低でも以下を含む。
 - a. 魚、動物及び植物の栽培への影響
 - b. 土壌及び地下水の質への影響、そして
 - c. 公衆衛生への影響
- (3) (2)項で述べた調査結果を基に、起業者は、県知事/市長へ許可の申請書類を提出する。
- (4) 県知事/市長は、(3)項で述べた起業者によって提出された調査結果を評価する。
- (5) (4)項で述べた評価結果が、土壌への適用を目的とする土壌への排水利用が環境的に実現可能だと証明している場合には、県知事/市長は、排水利用の許可を発行する。
- (6) (5)項で述べた排水利用の許可は、許可申請を受け取った日から営業日 90 日以内に発行される。
- (7) (1)項で述べた調査に関する指針は、大臣の命令によって追加的に定められる。

第2部 排水の排出

第37条

水又は水源に排水を排出するビジネス及び/又は活動のすべての責任者は、水質汚染の防止及び抑制をしなければならない。

第38条

(1) 水又は水源に排水を排出するビジネス及び/又は活動のすべての責任者は、許可の中で、規定された必要条件を受け入れなければならない。

(2) (1)項で述べた排水の排出に対する許可の必要条件は、次の項目を示さなければならない。

- a. 廃棄物を処理する責任
- b. 環境媒体¹へ排出される可能性のある排水の質及び量に関する必要条件
- c. 排水の排出方法に関する必要条件
- d. 緊急措置のための準備施設及び手順に関する必要条件
- e. 排水の水質のモニタリング及び排水量²に関する必要条件
- f. 環境影響解析を行わなければならないビジネス及び/又は活動の場合、水質汚濁の防止に密接に関係した環境影響解析結果によって定められるその他必要条件
- g. 同時に又は突然の放流における一括排出の禁止
- h. 法の順守目的で、内容物の必要限度まで排水に溶解することを禁止
- i. 自主モニタリングの実施及び自主モニタリングの結果を報告する責任

(3) 放射能を含んだ排水に対して、(1) 項で述べた必要条件を定めるにあたり、

¹人や動物、植物、生体を取り巻くあるいは接するもの。あるいは汚染物質が移動する媒体。具体的には地表水、地下水、空気など。

² debit はインドネシア語でもあり、仏語で debit は流量を意味する。

県知事/市長は、原子エネルギー問題を担当する政府機関からの書面による助言を受けなければならない。

第 39 条

- (1) 県知事/市長は、水源における汚染物質含有量の蓄積能力を基に、第 38 条(2) 項で述べた排水の水質基準の許容限度を決定する。
- (2) (1)項で述べた蓄積能力が規定できていない場合には、排水の水質基準の許容限度は、第 21 条(1)項で述べた排水の国家水質基準に基づいて規定される。

第 40 条

- (1) 水源に排水を排出する計画があるすべてのビジネス及び/又は活動は、県知事/市長から書面で許可を取得しなければならない。
- (2) (1)項で述べた許可の申請は、環境影響解析の結果、又は環境管理計画及び環境モニタリング計画に基づく。

第 41 条

- (1) 起業者は、水又は水源への排水の排出を調査する。
- (2) (1)で述べた調査の結果は、最低でも以下を含む。
 - a. 魚、動物及び植物の栽培への影響
 - b. 土壌及び地下水の質への影響
 - c. 公衆衛生への影響
- (3) (2)項で述べた調査の結果に基づいて、起業者は県知事/市長へ許可の申請を提出する。
- (4) 県知事/市長は(3)項で述べた起業者から提出された調査結果を評価する。
- (5) (4)項で述べた評価結果が、土壌への適用を目的とする土壌への排水利用が環境的に実現可能だと証明している場合には、県知事/市長は、排水を排出するための許可を発行する。
- (6) (5)項で述べた排水の排出許可は、許可申請を受け取った日から営業日 90 日

以内に発行される。

- (7) 排水の排出許可を取得するための必要条件及び手順の規定は、大臣によって規定された指針を遵守することにより、県知事/市長より定められる。
- (8) (1)項で述べた調査の指針は大臣の命令により追加的に定められる。

第 42 条

すべての人々は、水及び/又は水源へ、排水及び/又は排ガスを排出/放出することを禁止されている。

第 VII 章 育成及び監督

第一部 育成

第 43 条

- (1) 政府、州及び県/市の自治体は、水質管理及び水質汚濁の防止について、ビジネス及び/又は活動の責任者の遵守を強化するために育成する。
- (2) (1)項で述べた育成は以下を含む。
 - a. 環境管理に関連する法律についての相談
 - b. 優遇及び/又は冷遇政策の申請
- (3) 政府、州及び県/市の自治体は、生活排水の管理の運営及び/又は育成に努める。
- (4) (3)項で述べた生活排水の管理をするための努力は、生活排水の統合的処理施設及びインフラを建設することにより、州及び県/市の自治体によって行われる。
- (5) (4)項で述べた施設及びインフラは、施行された法律に従って、第 3 機関の協力によって達成される。

第二部 監視

第 44 条

- (1) 県知事/市長は、第 38 条(2)項に述べた許可に含まれる必要条件の遵守を監視しなければならない。
- (2) (1)項で述べた監視は、地域の環境監視局により実行される。

第 45 条

場合によっては、環境監視局がビジネス及び/又は活動を行うために、許可に明記された必要条件の遵守を監視する。

第 46 条

- (1) 職務を果たすために、第 44 条(2)項及び第 45 条に述べた環境監視局は以下の権限を有する。
 - a. 観測、写真撮影、ビデオ録画及び測定によるモニタリング
 - b. 利害関係者、従業員、コンサルタント、委託業者、地方行政機関から情報を収集
 - c. 書類の写しを取る及び/又は必要な記録（例えば許可の書類、自主モニタリングにおける環境影響評価（AMDAL）、環境管理計画(UKL)、環境モニタリング（UPLm）データ、会社組織の決定書類）を作成
 - d. 特定の場所の立ち入り
 - e. 発生した排水、排出された排水、原材料及び補助的な材料のサンプルの採取
 - f. 生産、水道及び排水処理施設で使用された機材の検証
 - g. 設備及び/又は運搬機材の検証
 - h. ビジネス及び/又は活動責任者からの情報の収集
- (2) (1)項の c で述べた記録を作成する当局は、監督職務を実行するために必要な図面、略図、写真、地図及び/又は説明を記載する活動を行う。

第 47 条

監督当局は、職務を実行するために任命書及び/又は身分証明書を見せなければならない。

第 VIII 章 罰則

第一部 行政処分

第 48 条

県知事/市長は、第 24 条(1)項、第 25 条、第 26 条、第 32 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条、第 38 条、第 40 条及び第 42 条の規定を違反したビジネス及び/又は活動のすべての責任者に対して、行政処分を下す権限を与えられる。

第 49 条

県知事/市長は、第 25 条の規定に違反したビジネス及び/又は活動の責任者に対して、行政強制³及び強制課金を適用する権限を与えられる。

第二部 補償

第 50 条

- (1) 他者や環境に損害を負わせる汚染及び/又は環境破壊の形でのすべての法律的違反は、ビジネス及び/又は活動の責任者に、補償金の支払い及び/又は一定の方策を講じることを要求する。
- (2) (1)項で述べた一定の方策を講じる要求のほかに、裁判官は、一定の行為による解決が遅れた日数に対して、強制課金の支払いを定めることができる。

³ 行政強制とは：行政上の目的達成のために法令違反に対してとられる処罰。

第三部 罰則

第 51 条

水質汚染を引き起こす第 26 条、第 31 条、第 32 条、第 37 条、第 38 条、第 41 条及び第 42 条の規定を違反した者は誰でも、環境管理における 1997 年法律第 23 号の第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条及び第 47 条に述べた罰則を免れない。

第 IX 章 移行規定

第 52 条

地域によって規定された特定のビジネス及び/又は活動における排水の水質基準は、本政令と矛盾しない限り、引き続き有効とする。

第 53 条

- (1) 排水を土壌に利用するビジネス及び/又は活動の場合、本政令の公布後 1 年以内に県知事/市長から土壌への排水利用に対する許可を確保しなければならない。
- (2) 排水を水又は水源へ排出する許可を取得する前に、ビジネス及び/又は活動がすでに行われている場合、本政令の公布後 1 年以内に県知事/市長から排水を水又は水源へ排出する許可を得なければならない。

第 X 章 結び

第 54 条

第 38 条の(3)項で述べた汚染物質含有量の蓄積能力は、本政令の公布日から 3 年以内に定めなければならない。

第 55 条

規定できない又は規定されていない第 11 条及び第 12 条(1)項で述べた水源における水質基準の場合、本規制の別表に含まれた分類Ⅱの水質基準項目を水質基準として適用する。

第 56 条

- (1) すでに規定されている水質汚染基準は、本政令の公布から 3 年以内に、本政令の規定と調整しなければならない。
- (2) (1)項で述べた水質基準が本政令で述べた水質基準より厳しい場合、先の水質基準を引き続き有効とする。

第 57 条

- (1) ビジネス及び/又は活動の排水の水質基準が規定されていない場合、地域で有効である排水の水質基準が、大臣からの勧告を確保した後に、定めることができる。
- (2) (1)項で述べた排水の水質基準の規定は、県の規制によって定められる。

第 58 条

本政令の施行と共に、水質管理及び水質汚濁の防止に関係するすべての現行の法律は、本政令の基本と矛盾せず取り替えない限り、引き続き有効とする。

第 59 条

本政令の施行と共に、水質汚濁の防止における 1990 年政令第 20 号（1990 年官報第 24 号、官報追補第 3409 号）は無効になり法的拘束力を失う。

第 60 条

本政令は公布日より発効する。

本政令を各人が周知するために、本政令は、インドネシア共和国の官報に掲示することにより公布される。

ジャカルタにて、制定

2001年12月14日

インドネシア共和国大統領

(署名)

バンバン クソウオ

ジャカルタにて公布

2001年12月14日

インドネシア共和国大統領

(署名)

バンバン クソウオ

インドネシア共和国官報 2001 年第 153 号